

鹿角市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 6 日

鹿角市長 笹 本 真 司

鹿角市条例第 3 2 号

鹿角市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鹿角市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年鹿角市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

改正案	現行
（経営の基本） 第 4 条 （略） 2 公共下水道事業の処理区域等は、次のとおりとする。 （1） （略） （2） 処理区域面積 <u>608 ヘクタール</u> （3） 処理人口 <u>8,790 人</u> （4） 1 日最大汚水量 <u>4,715 立方メートル</u> 3 （略）	（経営の基本） 第 4 条 （略） 2 公共下水道事業の処理区域等は、次のとおりとする。 （1） （略） （2） 処理区域面積 <u>607 ヘクタール</u> （3） 処理人口 <u>11,010 人</u> （4） 1 日最大汚水量 <u>5,660 立方メートル</u> 3 （略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。